

LIBERTY & JUSTICE
JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

自由と正義

2015年 9月号

vol. 66 No.9

ひと筆 多文化主義の国の鉄道廃線跡を歩く……和田 俊憲
女性弁護士社外役員候補者名簿……飯田 隆

特集1 パーソナルデータの利活用と 改正個人情報保護法

個人情報保護法の改正の経緯と概要……前田 恵美
個人情報保護法の改正法案に残された課題……岡村 久道
個人情報保護委員会の機能と権限……宍戸 常寿
個人情報保護法制の国際的調和……板倉 陽一郎

特集2 医療事故調査制度の施行

医療事故調査制度を中心としたわが国の医療安全対策について
……大坪 寛子

医療事故調査制度 実務上の留意点、その他の展望

—患者側弁護士の立場から——…加藤 良夫

医療事故調査制度

—実務家として知っておくべきその骨子……宮澤 潤

医療事故調査制度の施行について

—医療機関の立場から——…西澤 寛俊



ひと筆

女性弁護士社外役員候補者名簿



第二東京弁護士会会員

飯田 隆

Iida, Takashi

男女共同参画の推進に携わって

私は2006年度の第二東京弁護士会の会長を務めたが、その際の重要な政策の1つが、それまでの二弁における積み上げを踏まえて、弁護士会で初めての「男女共同参画基本計画」を策定することであった。当時はまだ先進会員の中には根強い反対もあり、また、価値観が伴うテーマでもあったことから、一定の反対者がることは覚悟していたが、会員集会等を繰り返し実施し、丁寧な説明を行ったことも奏功して、2007年1月の臨時総会では「満場一致」もって、基本計画が承認された。実際に感動的なことであった。

翌年には、日弁連でも基本計画が策定され、現在ではかなりの弁護士会で基本計画が作られているし、二弁では、2014年度に、副会長について女性会員2名の優先枠を設けるクオータ制度が導入されるに至っている。

1999年制定の男女共同参画社会基本法は、その前文において「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け」ているが、我が国が少子化による人口減少に転じてから、急速に勢いを減速した感が強いことに思いを致せば、前記の前文の含意が首肯されよう。

私は、その後、日弁連の男女共同参画推進本部の副本部長を3年務め、また、2013年度から内閣府男女共同参画局の男女共同参画推進連携会議の有識者議員をしており、男女共同参画の推進は、私のライフワークの1つとなっている。

女性弁護士社外役員の推進

企業の役員は、男女共同参画が最も遅れている分野であり、特に女性弁護士の役員は男性弁護士に比して、格段に少ない。私は、男女共同参画そして企業経営におけるダイバーシティ推進の観点からも、女性弁護士の社外役員への登用を大いに推進すべきと考えてきた。そして、時代は、正に、女性役員の登用の動きが高まってきていた。そんな2013年の11月初旬、ある一部上場会社の社長と会食する機会が

ひと筆

あり、私は、女性弁護士の取締役への起用を熱く語った。その2日後、早速、当該会社の役員から電話があり、取締役に女性弁護士を推薦してほしいとのことであった。私はたずねた。「何か条件のようなものはありませんか?」その役員は、「企業法務に明るい人、国際取引に理解のある人、そして、できればゴルフのできる人」と言った。国際取引の点は、その会社は、売上高においても従業員数においても、海外比率が8割強という特性から首肯されるところであり、また、ゴルフの点は、私の社外役員経験からしても、企業社会における重要なコミュニケーションのツールとなっていることから納得感がもてるのことであった。

私は、全く思案に暮れた。自分のもっている女性弁護士の情報がいかに乏しいかを痛感した。幸い、適任の女性弁護士がみつかって推薦したところ、彼女は現在その会社の社外取締役として活躍している。

その時の経験から、女性弁護士の社外役員への需要は確かなものがある、しかしながら、それを推進するためには、意欲と能力のある適任の人のプールが必要だということを痛感した。それが、今般の「女性弁護士社外役員候補者名簿」制度の創設への原動力の1つとなった。

女性社外役員候補者名簿の弁護士による活用を!!

日弁連男女共同参画推進本部の女性社外役員プロジェクトチームでは、女性社外役員候補者名簿を各弁護士会で備置するように推進し、現在、東京、第一東京、第二東京、横浜、大阪、兵庫県、福岡県の弁護士会では、合計約300名の候補者の名簿を備置している。今秋に向けて、更に増強される予定である。そして、日弁連のHPの「～社外役員をお探しの企業の方へ～女性弁護士の候補者名簿ご案内」のページから、前記の各弁護士会のHPへとリンクが張られている。名簿には、登録した女性弁護士について、「必要的登載事項」として、氏名、生年月日、弁護士登録年及び修習期、事務所の名称、住所、電話番号等が、そして、「任意的記載事項」として、写真、経歴、主な取扱業務、弁護士会における活動歴、弁護士以外の資格、使用可能な言語、著作及び論文、所属学会等が記載されている。

そして、この名簿は、女性弁護士を社外役員へ登用することを検討していて、名簿の提供を希望する企業（上場会社のみに限定している弁護士会が多い）に対して提供される。名簿の提供を受ける企業は、目的外利用をしない等の誓約文書を弁護士会へ提出することになっている。

この女性社外役員候補者名簿の提供は、2014年暮れから2015年1月にかけて前記の各弁護士会において開始された。しかしながら、広報の不足と各企業が役員候補者を検討・選考する時期（株主総会が6月総会の場合、その多くは前年秋から当年

ひと筆

初にかけてと思われる)に遅れていたこともある、今後の活用が期待されている状況にある。

そして、私の経験からすれば(先程の私の経験もその好例といえるが)、この女性弁護士の社外役員候補者名簿を最も必要としているのは、実は、弁護士ではないかと思われる。それは、女性弁護士の社外役員への登用を考える企業は、まず相談するのは当該企業の顧問弁護士等の日頃から付き合いのある弁護士である。しかしながら、私のように弁護士会の会長をし、一般の弁護士各位よりもはるかに多くの女性弁護士の情報を持っているはずであるにもかかわらず、意欲と能力のある適任の女性弁護士をみつけるのに大変苦労をした。その時に痛感したのは、そのような女性弁護士の名簿があれば、いかに有用なことであろうかということだった。

このように、この女性弁護士の社外役員候補者名簿を一番活用できるのは、実は、企業から相談をうけた弁護士(特に、女性弁護士に関する情報の保有が相対的に少ない男性弁護士)であろう。企業から委任をうけて名簿提供をうけることができるし、また、弁護士であれば名簿提供OKという弁護士会もある(そのような弁護士会が今後増加する見込である)。かかる相談をうけた弁護士は、その名簿の中に、既知の何名かの適任の女性弁護士をみつけることであろう。

この名簿が大いに活用されて、多くの女性弁護士が社外役員に登用され、弁護士会における男女共同参画のみならず、我が国の企業社会における男女共同参画が大いに推進されることを切に願うものである。